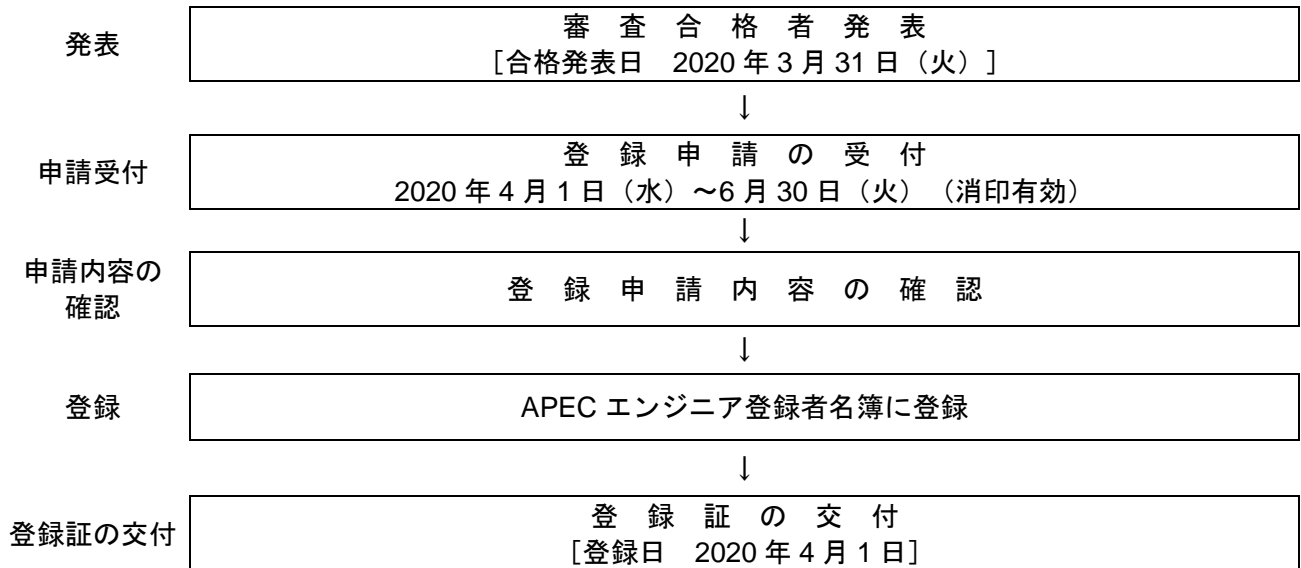


APEC エンジニア(建築構造技術者)登録案内

2020年3月

公益財団法人建築技術教育普及センター

1 APECエンジニア登録スケジュール



2 登録申請手続き

(1) 登録申請書の受付

- ① 受付期間 2020年4月1日(水)～6月30日(火)
- ② 受付場所 APEC エンジニア建築エンジニア資格委員会事務局
公益財団法人建築技術教育普及センター 企画部
〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル
- ③ 登録対象者 2020年3月31日(火)に発表された審査合格者
- ④ 申請方法 ・上記受付場所へ申請書類を同封の上、簡易書留郵便により送付して下さい。(普通郵便で紛失等の場合の責任は負いかねますのでご了承下さい。)
- ⑤ 注意事項 ・登録申請は、締切日の消印のあるものまで有効です。
・登録申請書の記載内容に不備があるものは、受け付けない場合があります。
・受付期間中に登録手続きが行われなかった場合、審査の合格判定結果は失効します。従って、受付期間内に登録申請を行わない場合、理由の如何を問わず登録を受けることができなくなりますので、注意して下さい。

(2) 登録手数料 8,800円(うち消費税額800円)

一旦収納した登録手数料は、前記の場合を除き、返還しません。

(3) 登録申請に必要な書類

- ① APEC エンジニア(建築構造技術者)登録申請書(様式1)
- ② 振替払込請求書兼受領証のコピー(2020年4月1日から6月30日までの日付印のあるもの)
登録手数料8,800円(うち消費税額800円)をゆうちょ銀行又は郵便局に備え付けの払込取扱票により、ゆうちょ銀行の下記口座に払い込んで納付し、その際発行される振替払込請求書兼受領証のコピーを「APEC エンジニア(建築構造技術者)登録申請書」裏面に貼付して下さい。

なお、振込手数料は申請者の負担とし、領収書は振替払込請求書兼受領証をもって代えます。

口座番号 00140-2-184032

加入者名 公益財団法人 建築技術教育普及センター

3 APECエンジニアの登録

(1) 登録の基準

次のいずれかに該当する方は、登録を受けることができません。

- ① 2020年6月30日(消印有効)までに登録の申請を行わなかった者
- ② 一級建築士の免許の取消しを受けている者
- ③ 一級建築士の業務の停止を命ぜられている者

(2) 登録の有効期間

登録の有効期間は5年間です。2020年3月31日に合格した方の登録有効期間は、2020年4月1日から2025年3月31日までです。

(3) 登録証の交付

登録者には、APECエンジニア登録証が交付されます。

なお、2020年3月31日に合格した方の登録証の発行日は、登録申請日に係らず、2020年4月1日となりますのでご注意ください。

(4) 登録者名簿

登録者は、APECエンジニア・モニタリング委員会※(以下、「モニタリング委員会」という。)で管理するAPECエンジニア登録者名簿に必要な事項が記載されます。

関係機関の問合せ等があった場合においては、モニタリング委員会が管理するAPECエンジニア登録者名簿を提示します。

また、報道機関等からの問合せがあった場合、建築構造技術者の分についてはセンターが、登録者の登録番号、氏名、現住所(市町村名)について開示します。

予めご了承下さい。

※APECエンジニアの審査・登録等を行うため、関係12省庁(現関係9省(総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省。))の申し合わせに基づき設立された委員会。

4 登録の抹消

(1) 次のいずれかに該当する場合は、登録が抹消されます。

- ① 登録の有効期間が満了したとき(更新の登録を受けた場合を除く。)
- ② 一級建築士免許の取消しを受けたとき(免許の取消しを受けたときは、速やかにその旨を事務局に届け出て下さい。)
- ③ 一級建築士の免許の取消しが判明したとき
- ④ 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたことが判明したとき

(2) 次のいずれかに該当する場合は、登録が抹消される場合があります。

- ① 登録申請書の記載事項のうち氏名、現住所又は勤務先の名称(同一勤務先内で所属部署の変更があった場合は除きます)について変更を生じた場合で、正当な理由がなく30日以内にその届け出を怠ったとき
- ② 一級建築士の業務の停止を命ぜられたとき
- ③ 一級建築士の業務の停止が判明したとき
- ④ 業務に関し不誠実な行為を行ったとき

5 変更等の届出

次の場合には、30日以内にAPECエンジニア建築エンジニア資格委員会事務局に届け出て下さい。

- ① 登録申請書の記載事項のうち氏名、現住所又は勤務先の名称(同一勤務先内で所属部署の変更があった場合は除きます)について変更が生じたとき
 - ・登録内容変更届は、当センターホームページ(<https://www.jaeic.or.jp/>)からダウンロードできます。
 - ・氏名に変更があった場合は、登録証の再交付申請もして下さい。
 - ・この届出を怠ると、次回更新の案内等ができませんので、忘れずに届け出て下さい。
- ② 一級建築士の免許の取消しを受けたとき
- ③ 一級建築士の業務の停止を命ぜられたとき

6 登録証の再交付・返納

(1) 再交付

① 記載事項のうち氏名に変更が生じた場合、汚損した場合または紛失した場合には、登録証を再交付します。その場合、次のものを提出して下さい。

- (i) 再交付申請書
- (ii) 郵便振替払込請求書兼受領証の写し

上記に加え、

- ・記載事項のうち氏名に変更が生じた場合、変更前の登録証、戸籍抄本（又は謄本）及び登録内容変更届を提出して下さい。
- ・汚損した場合、汚損した登録証を提出して下さい。

なお、後日紛失したものを発見した場合は、速やかに返納して下さい。

② 再交付に必要な費用

- ・登録証再交付手数料 1,100 円（うち、消費税額 100 円）
- ・郵送料（簡易書留） 460 円

再交付手数料及び郵送料の合計額（1,560 円）を、ゆうちょ銀行又は郵便局に備え付けの払込取扱票によりゆうちょ銀行の下記口座に払い込んで下さい。（払込の際にかかる手数料につきましては、申請者のご負担でお願いします。）

口座番号 00140-2-184032

加入者名 公益財団法人 建築技術教育普及センター

なお、領収書は郵便振替払込請求書兼受領証をもって代えさせていただきます。

③ 申請方法

事務局へ電話連絡した後、上記①のうち該当するものを提出して下さい。再交付申請書及び登録内容変更届は、当センターホームページ(<https://www.jaeic.or.jp/>) からダウンロードできます。

提出先：APEC エンジニア建築エンジニア資格委員会事務局
公益財団法人建築技術教育普及センター

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 3-6 紀尾井町パークビル

(2) 返納

有効期間満了前に登録が抹消された場合には、速やかに登録証を返納して下さい。

7 登録の更新

APEC エンジニアであり続けるためには、登録の有効期間満了までに更新の審査に合格するとともに、その登録を行う必要があります。登録の更新その他の手続きは事前にご案内します。

(1) 審査方法

審査は、APEC エンジニアの 7 要件のうち「継続的な専門能力開発（CPD）を満足すべきレベルで実施していること」について、建築エンジニア資格委員会が受理した審査申請書をもとに行います。

(2) CPDの実施

CPD は、継続的に専門能力を開発していくことを目的としていますので、毎年バランスよく行うように努めて下さい。

<登録の更新に必要な CPD 時間数>

原則、次回の更新審査申請時より遡った 5 年間に 250 時間（目安として 1 年で 50 時間）

なお、CPD の対象となるプログラムと CPD 時間数等の詳細については、当センターホームページ(<https://www.jaeic.or.jp/>)をご覧ください。

(3) CPDの記録と保管

① 審査申請書として提出することになりますので、普段から CPD 記録をとるようにして下さい。

CPD は、当センターが運営している、インターネットを使用した「CPD 情報システム」によって記録して下さい。「CPD 情報システム」については、登録証の交付時にご案内します。

② 審査の過程で CPD の実施を証明する書類の提出を求められますので、講習会受講証、シンポジウム参加証や論文の写し等は、必ず保管しておくようにして下さい。

8 その他

APEC エンジニア協定加盟各国は、相互にその審査、登録の方法等について監査を行うこととしております。わが国が監査対象となった場合、登録者に追加資料のご提出をお願いする場合があります。

9 問合せ先

APEC エンジニア建築エンジニア資格委員会 事務局
公益財団法人建築技術教育普及センター 企画部
〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 3-6 紀尾井町パークビル
Tel 03-6261-3310 Fax 03-6261-3320

当センターのインターネットホームページにおいて、必要な関係情報を提供しています。
<https://www.jaeic.or.jp/>